第二十二号の二様式記載要領3中「法人税額⑤」を「法人税額④」に、「差引計⑥」を「差引計⑤」に改め、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4を同様式記載要領5とし、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4　市町村内に恒久的施設を有する外国法人が第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第20号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四号の二様式及び第五号の二様式の改正規定は、平成二十九年1月1日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第七十七支部、紀成谷、三原じゅん子後援会及び木村義雄後援会（高松市）から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

〔政党〕の部自由民主党東京都参議院比例区第七十七支部のうち1中

「収入総額　16,305,308」を「収入総額　16,505,308」に、

「本年収入額　9,797,933」を「本年収入額　9,997,933」に改め、

同部自由民主党東京都参議院比例区第七十七支部のうち3中

「寄附　280,000」を「寄附　480,000」に、

「政治団体分　100,000」を「政治団体分　300,000」に改め、

同部自由民主党東京都参議院比例区第七十七支部のうち中

「育岳会　100,000　倉敷市　」を「育岳会　100,000　倉敷市　三原じゅん子後援会　200,000　千代田区　」に改める。

〔資金管理団体〕の部紀成谷のうち2中

「支出総額　82,584,965」を「支出総額　82,514,965」に改め、

同部紀成谷のうち4中

「政治活動費　68,982,266」を「政治活動費　細織活動費　7,210,880」「政治活動費　細織活動費　68,912,266」に改め、

同部三原じゅん子後援会のうち2中

「支出総額　7,140,880」を「支出総額　6,490,708」に改め、

同部三原じゅん子後援会のうち4中

「政治活動費　6,690,708」を「政治活動費　4,910,391」に、

「調査研究費　5,110,391」を「調査研究費　2,720」に改める。

寄附・交付金　200,000」

〔その他の政治団体〕の部木村義雄後援会（高松市）のうち1中

「収入総額　9,588,147」を「収入総額　9,688,147」に、

「本年収入額　9,130,000」を「本年収入額　9,230,000」に改め、

同部木村義雄後援会（高松市）のうち3中

「寄附　6,630,000」を「寄附　政治団体分　6,630,000」に改め、

同部木村義雄後援会（高松市）のうち5中

「木村義雄後援会　1,350,000　さぬき市　」を「木村義雄後援会　1,450,000　さぬき市　」に改める。

様式第二十二号の二（第三十一条関係）（その2）用紙日本工業規格A4

課税標準の分割に関する明細書（その2）

法人名		事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで

事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額		
名称	所在地	従業者数	分割標準	課税標準額	
		人		円	
合計					